主な検討事項について

令 和 2 年 8 月 26 日環境省水・大気環境局水環境課閉鎖性海域対策室

今後、答申を踏まえ、瀬戸内海環境保全基本計画の変更等を進めるにあたり、その前段として更なる検討を加え、制度的措置を具体化する必要があると考える事項は次のとおりである。

1. 順応的管理プロセスによる栄養塩類の管理

特定の水域について、陸域を含む周辺環境の保全上支障を生じさせることなく、効果的かつ機動的に栄養塩類の管理を地域が主体となり、行うことができるよう、管理対象の水域、栄養塩類濃度の目標値、管理計画等の設定、対策の実施、効果や周辺環境への影響の評価、管理への反映等のPDCAの具体的な手順について検討する必要がある。

(検討課題)

- PDCA サイクルの前提となる、管理対象の水域や栄養塩類、目標や PDCA サイクルの 実施体制と役割の在り方はどのような考え方で設定されるべきか
- 実施手法の検討及び周辺環境への影響の事前評価は、どのような考え方で行われ るべきか
- 効果検証、周辺環境への影響の事後評価及びその結果を踏まえた今後の管理への フィードバックはどのように確保されるべきか

等

- 2. 各課題と今後の方策の在り方について
- (1) 栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保
- ② 今後の方策の在り方
- 栄養塩類の不足を一因として、生物の多様性及び生産性の確保に支障が生じているおそれのある特定の水域において、地域が主体となり、順応的管理プロセス*により、きめ細やかな栄養塩類の管理を陸域も含む周辺環境の保全上支障を生じさせることなく効果的・機動的に実施することができるようにすべきである。このため、管理対象の水域、栄養塩類濃度の目標値、管理計画等の設定、対策の実施、効果や周辺環境への影響の評価、管理への反映等のPDCA*の具体的な手順を示すとともに、これらの実施体制の在り方の明確化を検討する必要がある。

- (手順の明確化に当たり留意すべき事項)
 - (i)管理対象水域、管理対象栄養塩類、管理対象水域における栄養塩類濃度の現状の把握及び目標値の設定(目標値は、上限値・下限値を考慮した目標ゾーンとすることも一案)
 - (ii) 栄養塩類管理の実施手法の検討、周辺環境への影響の事前評価
 - (iii) モニタリング項目の設定を含む管理計画の策定
 - (iv) 対策及びモニタリングの実施
 - (v) 効果検証、周辺環境への影響の事後評価、その結果の管理への反映

2. 藻場等の計画的な保全・再生・創出等

里海づくりの考え方を取り入れた生物の生息・生育の場の保全・再生・創出や、自然 景観・文化的景観をはじめとした地域資源の利活用に係る取組にも資するものとするため、自然海浜保全地区の指定対象の拡大も含め、制度について検討する必要がある。

(検討課題)

- 自然海浜保全地区の指定対象について、水際線付近ではなく沖合に成立している 藻場や、人工的に再生・創出された藻場・干潟等を含む形で拡大してはどうか
 - ※ 現状、瀬戸内法第 12 条の 7 において、「水際線付近において砂浜、干潟、岩礁その他これらに類する自然の 状態が維持されているもの」とされていることに留意
- 地域における保全等活動の維持・活性化を図る観点で、地域の取組に対する評価 や、必要な科学的助言を行う仕組みとして、どのような制度が必要か

等

- 2. 各課題と今後の方策の在り方について
- (1) 栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保
- ② 今後の方策の在り方
- 藻場・干潟・浅場等の保全・再生・創出を進めるため、基本計画や府県計画において具体的な目標や実施計画(ロードマップ)を盛り込むことを検討する必要がある。
- (3) 地域資源の保全・利活用に係る取組の推進
- ② 今後の方策の在り方
- 既存の自然海浜保全地区その他の自然の保護地域における保全状況を点検し、これに基づき定期的に評価する仕組みを検討することが必要であり、この検討に当たっては、生物の生息場所の確保のみならず、保全活動の活性化等、更なる副次的な効果をもたらす仕組みを検討することが必要である。あわせて、地域で保全活動の取組が行われている場所をより広範かつ柔軟に指定できるよう、自然海浜保全

地区の指定条件の点検や新規指定候補地の検討が必要である。

3. 湾・灘協議会の役割強化等

湾・灘協議会については、現在、関係 13 府県のうち5県で計7協議会の設置にとどまっている中、地域主体できれいで豊かな海を実現するに当たって重要な役割を果たすべき存在となるよう、在り方や位置づけについて検討する必要がある。

※ 現状、瀬戸内法第4条において、府県計画を定めるものとされており、当該計画を定めようとするときは、湾、 灘ごとの実情に応じたものとなるようにするため、必要な措置を講ずるもの(湾灘協議会に意見を聴く、広く住 民の意見を求める等)とされていることに留意

(検討課題)

- 湾・灘協議会の設置のための必要となる情報は、どのようなものか(役割、構成員等)
- 湾・灘協議会の設置のため、あるいは、既設の湾・灘協議会の更なる活用のために は、どのような観点が必要か
- 府県域を超えた連携を進める仕組みとして、どのような観点が必要か(連携に向けた議論を行う場の役割、構成員、府県横断的な会議の開催方法の望ましい姿等)

筡

- 2. 各課題と今後の方策の在り方について
- (1) 栄養塩類の管理等による生物の多様性及び生産性の確保
 - ② 今後の方策の在り方
- この際、地域の関係者の合意形成が必要であり、この合意形成に当たっては、湾・ 難協議会等の場の活用を PDCA の手順に位置付けることを検討する必要がある。
- これらの方策に係る合意形成の場として、湾・灘協議会の活用が期待され、関係 府県において当該協議会の設置・活用を推進する必要がある。
- (3) 地域資源の保全・利活用に係る取組の推進
- ② 今後の方策の在り方
- このような地域資源を活用したエコツーリズムや環境保全活動等については、 湾・灘協議会等における地域の合意形成を経て、必要に応じ、府県の枠を越えて、 沿岸域の地方自治体間等で協働し、広報活動やイベントを実施すべきである。
- (4)漂流・漂着・海底ごみ、気候変動等の課題に対する基盤整備

② 今後の方策の在り方

● 漂流・漂着・海底ごみ対策については、湾・灘内の潮流により相互に影響を及ぼす沿岸域の各自治体のみならず、沿岸域に影響を及ぼす内陸の自治体等、府県域も越えて地域が一体となり、協働して推進できる体制の構築が望ましく、地域の合意形成を円滑化するために湾・灘協議会等の活用を検討することが必要である。また、これまでに掲げた様々な方策についても、各地域が相互に連携できる合意形成の場として、湾・灘協議会の活用が求められており、各府県において当該協議会を設置し、更に、広域的な課題については府県域を越えて協議が行えるよう、湾・灘協議会の設置支援に係る取組も必要である。

4. 特定施設の設置等に係る許可制度の運用の効率化・適正化

特定施設の設置等に係る許可制度については、当面、維持することが必要であるが、 引き続き、制度運用の効率化・適正化を図る必要がある。

(検討課題)

○ 手続の簡素化を行う場合について、どのように整理すべきか(環境負荷が増大しないことが明らかな場合の整理等)

筡

- 2. 各課題と今後の方策の在り方について
- (2) 瀬戸内海全体の水環境を評価・管理する制度的基盤
 - ② 今後の方策の在り方
 - 瀬戸内海全体の水環境の管理方策の一つとして、瀬戸内法において、特定施設の設置等に係る許可制度が設けられており、水質総量削減や排水規制等とあいまって瀬戸内海の水質改善に大きな成果をあげてきた。一部の水域においては、いまだ早急な水質改善が求められている状況に鑑み、本制度については当面、維持することが必要である。他方、改正法附則第3項を踏まえ、制度運用の効率化・適正化を図る必要がある。